

○産業競争力強化法施行規則（抄）

（平成三十年七月六日）

（内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）

産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)及び産業競争力強化法施行令(平成二十六年政令第十三号)の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、産業競争力強化法施行規則を次のように定める。

産業競争力強化法施行規則

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 削除

第二章の二 事業適応の円滑化

第一節 事業適応計画(第十一条の二—第十一条の六)

第二節 特例措置(第十一条の七—第十一条の二十一)

第三章 事業再編の円滑化

第一節 事業再編計画(第十二条—第二十一条)

第二節 特例措置(第二十二条—第四十一条)

第四章 創業等の支援(第四十二条—第四十六条)

第五章 雑則(第四十七条—第五十二条)

附則

第一章 総則

(用語の定義)

第一条 この命令において使用する用語は、産業競争力強化法(以下「法」という。 )及び産業競争力強化法施行令(以下「令」という。 )において使用する用語の例による。

第二章の二 事業適応の円滑化

第一節 事業適応計画

(事業適応計画の認定の申請)

第十一条の二 法第二十一条の十五第一項の規定により事業適応計画の認定を受けようとする事業者(次条第一項及び第二項において「申請者」という。 )は、様式第十八による認定申請書(以下この条において「認定申請書」という。 )を、主務大臣に提出しなければな

らない。

2 認定申請書の提出は、次に掲げる書類(エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画のうち、認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれるもの(以下「資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」という。))については、第六号に掲げる書類を除く。)を添付して行わなければならない。

一 当該事業者の定款の写し又はこれに準ずるもの

二 当該事業者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの)

三 当該事業適応計画を実施することにより、生産性が相当程度向上すること又は新たな需要を相当程度開拓することを示す書類

四 当該事業適応計画を実施することにより、財務内容の健全性が向上することを示す書類

五 当該事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類

六 当該事業適応計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

七 当該事業者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

ロ 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

八 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画が環境への負荷の低減に関する国際的な方針その他これに準ずるものと整合的であることを認証する書類(当該認証に係る十分な審査能力を有する外部評価機関による認証を得ていることを示す書類に限る。)の写し

3 主務大臣は、認定申請書及び前項の書類のほか、事業適応計画が法第二十一条の十五第四項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 二以上の主務大臣に認定申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該認定申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

- 5 第一項の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、五年を超えないものとする。ただし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は十年以上とする。

(事業適応計画の認定)

第十一条の三 主務大臣は、法第二十一条の十五第一項の規定により事業適応計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、同項の規定に基づき当該事業適応計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者に様式第十八の二による認定書を交付するものとする。

- 2 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十八の三による不認定通知書を当該申請者に交付するものとする。

- 3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第十八の四により、当該認定の日付、当該認定事業適応事業者の名称及び当該認定に係る事業適応計画の内容を公表するものとする。

(認定事業適応計画の変更に係る認定の申請及び認定等)

第十一条の四 法第二十一条の十六第一項の規定により法第二十一条の十五第一項の認定に係る事業適応計画の変更の認定を受けようとする認定事業適応事業者は、様式第十八の五による変更認定申請書(次項において「変更認定申請書」という。)を主務大臣に提出しなければならない。

- 2 変更認定申請書の提出は、その変更前の認定事業適応計画の写しを添付して行わなければならない。

- 3 第一項の変更の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。ただし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、十年以上とする。

- 4 主務大臣は、第一項の変更の認定の申請を受けた場合において、速やかに法第二十一条の十六第五項において準用する法第二十一条の十五第四項の定めに照らしてその内容を審査し、同項の規定に基づき当該事業適応計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定事業適応事業者の様式第十八の六による変更の認定書を交付するものとする。

- 5 主務大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第

十八の七による変更の不認定通知書を当該認定事業適応事業者に交付するものとする。

6 主務大臣は、第四項の変更の認定をしたときは、様式第十八の八により、当該変更の認定の日付、当該変更後の認定事業適応事業者の名称及び当該変更後の認定事業適応計画の内容を公表するものとする。

7 認定事業適応計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十一条の十六第一項の変更の認定を要しないものとする。

(認定事業適応計画の変更の指示)

第十一条の五 主務大臣は、法第二十一条の十六第三項の規定により認定事業適応計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第十八の九による変更指示の通知書を当該変更の指示を受ける認定事業適応事業者に交付するものとする。

(認定事業適応計画の認定の取消し)

第十一条の六 主務大臣は、法第二十一条の十六第二項又は第三項の規定により認定事業適応計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十八の十による認定取消し通知書を当該認定が取り消される認定事業適応事業者に交付するものとする。

2 主務大臣は、認定事業適応計画の認定を取り消したときは、様式第十八の十一により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された事業者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

## 第二節 特例措置

(事業適応促進円滑化業務実施方針)

第十一条の七 法第二十一条の十八第一項の事業適応促進円滑化業務実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 事業適応促進円滑化業務の実施体制に関する事項

二 事業適応促進円滑化業務に関する次に掲げる事項

イ 法第二十一条の十七第一項第一号に掲げる業務に関する事項

(1) 貸付けの対象

(2) 貸付けの方法

(3) 利率

(4) 償還期限

(5) 据置期間

(6) 償還の方法

(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、貸付けに関する事項

ロ 法第二十一条の十七第一項第二号に掲げる業務に関する事項

- (1) 利子補給金の支給の対象
- (2) 利子補給金の支給の方法
- (3) 利子補給金の支給の停止に関する事項
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、利子補給金の支給に関する事項

三 事業適応促進円滑化業務による資金の貸付け及び利子補給金の支給の対象とする貸付けの条件に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、事業適応促進円滑化業務を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項

(指定金融機関に係る指定の申請等)

第十一条の八 法第二十一条の十九第二項の規定により指定を受けようとする者(第五号において「指定申請者」という。)は、様式第十八の十二による指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請に係る意思の決定を証する書面
- 三 役員の氏名及び略歴を記載した書面
- 四 法第二十一条の十九第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの(以下この号において「免許等」という。)を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面
- 五 指定申請者が法第二十一条の十九第四項各号に該当しない旨を誓約する書面
- 六 役員が法第二十一条の十九第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面

2 主務大臣は、法第二十一条の十九第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

(業務規程の記載事項)

第十一条の九 法第二十一条の十九第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業適応促進業務の実施体制に関する事項
  - イ 事業適応促進業務を統括する部署に関すること。
  - ロ 事業適応促進業務に係る人的構成に関すること。
  - ハ 事業適応促進業務に係る監査の実施に関すること。

- ニ 事業適応促進業務を行う地域に関すること。
- ホ 事業適応促進業務に係る相談窓口の設置に関すること。
- 二 事業適応促進業務の実施方法に関する事項
  - イ 貸付けの相手方
  - ロ 貸付けの対象となる資金
  - ハ 貸付けの限度額
  - ニ 貸付けの手續及び審査に関する事項
- 三 貸付けのために必要な事業適応促進円滑化業務による貸付け及び利子補給金の支給の内容に関する事項
- 四 事業適応促進業務に係る債権の管理に関する事項
- 五 事業適応促進業務に係る帳簿の管理に関する事項
- 六 事業適応促進業務の委託に関する事項
- 七 その他事業適応促進業務の実施に関する事項

(法第二十一条の十九第四項第三号イの主務省令で定める者)

第十一条の十 法第二十一条の十九第四項第三号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(指定金融機関の商号等の変更の届出)

第十一条の十一 法第二十一条の二十第二項の規定による届出は、様式第十八の十三による変更届出書により行わなければならない。

(業務規程の変更の申請等)

第十一条の十二 指定金融機関は、法第二十一条の二十一第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第十八の十四による変更認可申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更する規定の新旧対照表
- 二 変更後の業務規程
- 三 変更に関する意思の決定を証する書面

(協定に定める事項)

第十一条の十三 法第二十一条の二十二第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業適応促進業務の内容及び方法に関する事項

- 二 事業適応促進円滑化業務の内容及び方法に関する事項
- 三 事業適応促進業務に係る債権の管理に関する事項
- 四 その他事業適応促進業務及び事業適応促進円滑化業務の実施に関する事項  
(帳簿の記載)

第十一条の十四 法第二十一条の二十三の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業適応促進業務の実施状況
  - 二 事業適応促進業務に係る債権の状況
  - 三 事業適応促進業務を行うために公庫から受けた事業適応促進円滑化業務による貸付け及び利子補給金の支給の状況
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定金融機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。
- 3 指定金融機関は、帳簿(前項の規定による記録がされた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)を、事業適応促進業務に係る債権が弁済その他の事由により消滅した日から起算して五年間保存しなければならない。

(業務の休廃止の届出)

第十一条の十五 指定金融機関は、法第二十一条の二十五第一項の規定により事業適応促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十八の十五による休廃止届出書に次に掲げる書面を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

- 一 休止又は廃止に関する意思の決定を証する書面
- 二 事業適応促進業務の全部又は一部を廃止しようとする場合にあっては、当該廃止までの日程を記載した書面及び当該廃止後の措置を記載した書面

(事業適応計画に係る申請等の方法)

第十一条の十六 法第二十一条の十九第二項、第二十一条の二十第二項、第二十一条の二十一第一項及び第二十一条の二十五第一項並びに第十一条の八、第十一条の十一、第十一条の十二及び前条の規定による主務大臣に対する指定申請書、変更届出書、変更認可申請書、休廃止届出書その他の書類の提出は、財務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。

(内閣総理大臣に通知する場合における通知の経由)

第十一条の十七 令第十一条の規定により主務大臣が内閣総理大臣に対して通知を行うときは、金融庁長官を経由するものとする。

(成長発展事業適応に係る課税の特例)

第十一条の十八 法第二十一条の二十八第一項の主務大臣の確認を受けようとする認定事業適応事業者は、第十一条の二第一項の規定による認定申請書の提出又は第十一条の四第一項の規定による変更認定申請書の提出と併せて、様式第十八の十六による確認申請書(次項及び第三項において「確認申請書」という。)を、主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、確認申請書のほか、当該事業適応計画に係る成長発展事業適応が産業競争力強化法第二十一条の二十八第一項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準(令和三年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第七号。次項において「成長発展事業適応特例基準」という。)に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 主務大臣は、第一項の規定による確認申請書の提出を受けた場合において、速やかに成長発展事業適応特例基準に照らしてその内容を審査し、当該事業適応計画が産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第七十号)の施行の日から一年を経過する日までに開始するものであり、かつ、当該事業適応計画に係る成長発展事業適応が成長発展事業適応特例基準に適合するものであることを確認したときは、第十一条の三第一項の認定書又は第十一条の四第四項の変更の認定書においてその旨を表示するものとする。

(情報技術事業適応に係る課税の特例)

第十一条の十九 法第二十一条の二十八第二項の主務大臣の確認を受けようとする認定事業適応事業者は、第十一条の二第一項の規定による認定申請書の提出又は第十一条の四第一項の規定による変更認定申請書の提出と併せて、様式第十八の十七による確認申請書(次項及び第三項において「確認申請書」という。)を、主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、確認申請書のほか、当該事業適応計画に係る情報技術事業適応が産業競争力強化法第二十一条の二十八第二項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準(令和三年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第八号。次項において「情報技術事業適応特例基準」という。)に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 主務大臣は、第一項の規定による確認申請書の提出を受けた場合において、速やかに情



報技術事業適応特例基準に照らしてその内容を審査し、当該事業適応計画に係る情報技術事業適応が情報技術事業適応特例基準に適合するものであることを確認したときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定事業適応事業者の様式第十八の十八による確認書を交付するものとする。

(証明の求め)

第十一条の二十 法第二十一条の二十八第一項に規定する認定事業適応事業者(次項及び次条において「確認認定事業適応事業者」という。)は、認定事業適応計画の終了の日を含む事業年度までの毎事業年度終了後一月以内に、主務大臣(当該認定事業適応計画の認定をした主務大臣をいう。第四項及び次条において同じ。)に対し、その実施した成長発展事業適応が認定事業適応計画に従って実施されたものであることの証明を求めることができる。

2 確認認定事業適応事業者は、前項の規定による証明の求めをするときは、様式第十八の十九による適合証明申請書(次項及び第四項において「適合証明申請書」という。)を提出するものとする。

3 適合証明申請書には、第十一条の三第一項の認定書の写し又は第十一条の四第四項の変更の認定書の写しを添付するものとする。

4 主務大臣は、適合証明申請書及び前項の書類のほか、実施した成長発展事業適応が当該認定事業適応計画に従って実施されたものであることを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

(適合証明書の交付)

第十一条の二十一 主務大臣は、前条第一項の規定による証明の求めを受けた場合において、認定事業適応計画に照らしてその内容を審査し、当該認定事業適応計画に従って実施されたものと認めるときは、様式第十八の二十による適合証明書を、当該確認認定事業適応事業者に対し、交付するものとする。

## 第五章 雑則

(実施状況の報告)

第四十八条 認定事業適応事業者又は認定事業再編事業者は、認定事業適応計画又は認定事業再編計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、認定事業適応事業者については様式第四十七により、認定事業再編事業者については様式第四十八により、主務大臣に報告をしなければならない。

2・3 (略)

4 第一項の規定による報告には、貸借対照表及び損益計算書(事業再編に係る資金計画を含む事業再編計画の報告にあつては、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けているものに限る。)を添付しなければならない。

5 (略)

6 主務大臣は、第一項の規定による報告を受けたときは、様式第五十の二により、当該報告書に係る認定事業適応計画の実施状況の概要を、又は様式第五十の三により、当該報告に係る認定事業再編計画の実施状況の概要を公表するものとする。

(課税の特例等に関する報告事項)

第五十一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十六条の十一の四第一項又は第六十八条の九十六の二第一項の法人税に係る欠損金の繰越しについての特例措置を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置による損金算入の額についても報告しなければならない。

2 租税特別措置法第十条の五の六第一項、第三項、第七項若しくは第八項又は第四十二条の十二の七第一項、第二項、第四項若しくは第五項若しくは第六十八条の十五の七第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置の適用を受けた場合の償却限度額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額又は当該特例措置の適用を受けることによる所得税額若しくは法人税額の控除額についても報告しなければならない。

3 租税特別措置法第十条の五の六第五項若しくは第九項又は第四十二条の十二の七第三項若しくは第六項若しくは第六十八条の十五の七第三項若しくは第六項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置の適用を受けた場合の償却限度額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額又は当該特例措置の適用を受けることによる所得税額若しくは法人税額の控除額についても報告しなければならない。

4 (略)

附 則 (令和三年七月三〇日内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号)

(施行期日)

第一条 この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(附則第三条において「改正法」という。)の施行の日(令和三年八月二日)から施行する。

様式第十八（第11条の2関係）

事業適応計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

法 人 番 号  
住 所  
名 称  
代 表 者 の 氏 名

産業競争力強化法（以下「法」という。）第21条の15第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

事業適応計画

1. 事業適応の目標

(1) 事業適応に係る事業の目標

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2. 事業適応の内容及び実施時期

(1) 事業適応に係る事業の内容

① 事業適応の種類

② 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

③ 事業適応の具体的内容

--

(2) 事業適応を行う場所の住所

--

(3) 事業適応に伴う設備投資等の内容

--

(4) 事業適応の実施時期

① 事業適応の開始時期及び終了時期

--

② 毎事業年度の実施予定

--

(5) 事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

①必要な資金の額及び調達方法の概要

--

②必要な資金の額及び調達方法

--

3. 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

--

4. その他

--

(備考)

1. 申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。
2. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
4. 第11条の2第2項各号に掲げる書類及び同条第3項の規定による求めに係る書類を添付すること。

5. 法第21条の28第1項又は第2項の規定による確認を受けたい場合は、この申請書に様式第18の16又は様式第18の17を併せて提出すること。

(記載要領)

1. 事業適応の目標

- (1) 事業適応に係る事業の目標（事業適応を行おうとする背景となる経済社会情勢の変化及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。また、エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画のうち認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれるもの（以下「資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」という。）にあっては、別表1により環境への負荷の低減に関する野心的な目標（事業適応の実施に関する指針（令和3年財務省・経済産業省告示第 号。以下「実施指針」という。）第3項第2号イに規定する目標をいう。以下同じ。）についても記載する。
- (2) 下記2.(1)①で記載する事業適応の類型（複数記載する場合はその全て）に応じ、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す数値目標（事業適応の実施に関する指針に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。ただし、成長発展事業適応に係る数値目標又は情報技術事業適応に係る数値目標については、この申請書にそれぞれ様式第18の16又は様式第18の17を添えて提出する場合は、任意記載事項とし、また、需要開拓商品生産設備の導入を伴うエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者は、需要開拓商品の販路の開拓及び国内への普及に向けた定性的な目標を記載するものとする。
- (3) 財務内容の健全性の向上を示す目標（実施指針に規定する目標を用いる。）を記載する。

2. 事業適応の内容及び実施時期

- (1) 事業適応に係る事業の内容を記載する。

- ① 法第2条第12項各号に掲げる事業適応の類型（①成長発展事業適応、②情報技術事業適応、及び③エネルギー利用環境負荷低減事業適応）のいずれに該当するか（複数該当する場合は全て）を記載する。
- ② 計画の対象となる事業（日本標準産業分類の事業分類を併せて記載する。）を明記するとともにその選定理由を記載する。
- ③ 事業適応の具体的内容を要約的に記載する。この際、上記①で記載した事業適応の類型（複数記載した場合はその全て）に応じ、次の事項を説明する。
- (イ) 成長発展事業適応にあっては、実施指針第2項第1号ハに規定する「予見し難い経済社会情勢の変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業者がその事業の成長発展を図るために行うもの」への該当性。
- (ロ) 情報技術事業適応にあっては、実施指針第2項第1号ニに規定する「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」への該当性。
- (ハ) エネルギー利用環境負荷低減事業適応にあっては、1.(2)に記載する目標の達成に向けた具体的な取組みの内容。

- (2) 事業適応を行う場所の住所を記載する。

(3) 上記(1)①で記載した事業適応の類型(複数記載した場合はその全て)に応じ、別表2により、事業適応に伴う設備投資等の内容について記載する。

(4) 事業適応の実施時期について記載する。

① 事業適応の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。

② 別表3により、毎事業年度の実施予定を記載する。

(5) 事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載する。ただし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあつては任意記載事項とする。

① 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

② 必要な資金の額及び調達方法は、別表4により記載する。

### 3. 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

原則、第11条の2第2項第5号に掲げる書類を添付することで足りるものとする。

### 4. その他

この申請書の提出と併せて様式第18の16又は様式第18の17を提出する場合は、その旨を記載する。

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあつては、別表5により必要な事項を記載する。

## 別表1 (環境への負荷の低減に関する野心的な目標)

環境への負荷の低減に関する野心的な目標

目標の設定時期	目標の概要	目標の設定方法

(注) 外部評価機関(第11条の2第2項第8号に規定する外部評価機関をいう。以下同じ。)による認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、「目標の設定方法」については、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

## 別表2-1 (成長発展事業適応に伴う設備投資等の内容)

成長発展事業適応に伴う設備投資等の内容

事業者名	実施時期	投資 類型	投資内容詳細	金額 (千円)

(注)

1. 「実施時期」は年月をもって記載する。

2. 「投資類型」は実施指針第2項第1号ハ②に規定する(1)～(5)の類型を記載する。

**別表2-2 (情報技術事業適応に伴う設備投資等の内容)**

情報技術事業適応に伴う設備投資等の内容

(1) 全ての設備等

	事業者名	種類	設備等の名称	設備等の機能	数量	事業の用に供する時期	合計金額 (千円)	税制 対象
1								
2								
3								
合計							( )	

(注)

1. 「種類」は、ソフトウェアや機械及び装置、繰延資産など、税務上の種類を記載すること。
2. 「設備等の機能」は、事業適応を実施する上で果たす機能を記載すること。繰延資産については、当該繰延資産に係るソフトウェア等の機能について記載すること。
3. 「事業の用に供する時期」は年月をもって記載する。
4. この申請書に様式第18の17を添えて提出する場合において、租税特別措置法の定めるところにより租税特別措置の適用を受けようとするときは、当該設備等の税制対象の有無を記載する。
5. 税制対象外設備を含む場合は、合計金額欄において、内数として括弧書で税制対象設備の合計金額を記載すること。

(2) 上記(1)のうちデータ連携・共有に必要なソフトウェア等

	ソフトウェア等の名称	ソフトウェア等の機能	「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」における役割
1			
2			

(注) ソフトウェア等とは、取得又は製作をするソフトウェア及び情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアでその利用に係る費用(繰延資産となるものに限る。)の支出の対象となるものをいう。

**別表2-3 (エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容)**

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容

(1) 企業及び事業所の概要

中小企業者の 該当の有無	設備を導入する事業所の概要		
	事業所の名称	事業所の住所	エネルギー使用量(原油換算)3,000キロリットル以上の該当の有無



--	--	--	--

(注)

1. 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。
2. 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載すること。
3. 「エネルギー使用量（原油換算）3,000キロリットル以上の該当の有無」は、該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載すること。

(2) 生産工程効率化等設備の内容

	事業所名	種類	設備等の名称	炭素生産性の向上率 (%)	数量	事業の用に供する時期	合計金額 (千円)
1							
2							
3							
合計							

(注)

1. 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。
2. 「種類」は、機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備又は構築物のうち、税務上の種類を記載すること。
3. 「事業の用に供する時期」は、年月をもって記載する。
4. 「炭素生産性の向上率」は、生産工程効率化等設備に関する命令（令和3年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 号）に基づき計算した値を記載すること。なお、設備の導入前は、基準年度（実施指針に規定する基準年度を用いる。）の値とし、設備の導入後は、設備を導入する年度の値とする。ただし、設備を導入する年度については、設備の導入時期が年度途中であること等により、当該設備を導入する年度において十分な炭素生産性の向上効果が現れないことが見込まれる場合にあっては、その翌年度とすることができる。

(3) 需要開拓商品生産設備の内容

	種類	設備等の名称	需要開拓商品の名称	数量	事業の用に供する時期	合計金額 (千円)
1						
2						
3						
合計						

(注)

1. 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。

2. 「種類」は、税務上の種類として、機械及び装置を記載すること。
3. 「需要開拓商品の名称」は、エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令（令和3年経済産業省令第 号）に規定する商品の中から選択して記載すること。
4. 「事業の用に供する時期」は、年月をもって記載する。

(4) 需要開拓商品生産設備による需要開拓商品の生産及び販売計画

年度	需要開拓商品の名称	生産数量	出荷数量	主な出荷先

(注)

1. 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。
2. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施初年度から起算して5事業年度分を記載すること。
3. 「需要開拓商品の名称」は、エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令に規定する商品の中から選択して記載すること。
4. 需要開拓商品の生産数量及び出荷数量の単位は、それぞれ以下のとおりとする。
  - ・化合物パワー半導体素子：個、半導体基板：平方インチ
  - ・電子電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車用リチウムイオン蓄電池：キロワットアワー
  - ・定置用リチウムイオン蓄電池：キロワットアワー
  - ・燃料電池：キロワット
  - ・ナセル：基、発電機：台、増速機：台、軸受：個、タワー：基、基礎：基

**別表2-4（資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容）**

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容

--

(注) 環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための投資計画について要約的に記載する。この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

**別表3（事業適応の実施時期）**

事業適応の実施時期

年 度	実 施 内 容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

(注)

1. 計画の実施期間に応じて年度ごとに記載する。
2. 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあつては、環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略についても記載する。この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

#### 別表 4 (事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法)

事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

費用	調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
事業適応の実施に必要な資金の額							

(注)

1. 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。
2. 法第 21 条の 17 第 1 項に基づく認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを受けようとする場合にあつては、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

#### 別表 5 (資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項)

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項

- (1) 環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略の実効性を担保するための管理体制

--

- (2) 自社の事業活動における気候変動の重要性

--

- (3) 環境への負荷の低減に関する野心的な目標に関する実施状況の報告方法・達成状況の検証方法

--

(注)

1. 外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。
2. 公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給しない場合においては、(3)の記載は要しない。

様式第十八の二（第11条の3第1項関係）

事業適応計画の認定書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで申請のあった事業適応計画について、産業競争力強化法第21条の15第4項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであると認め、その認定をします。

記

1. 認定をした年月日
2. 申請者の名称及び代表者の氏名
3. 申請者の住所
4. 事業適応計画の概要
5. 成長発展事業適応に係る確認に係る事項

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった認定申請書及び別紙の写しを添付する。
3. 5. を記載する場合は、申請のあった成長発展事業適応に係る確認申請書の写しを添付する。

(記載要領)

5. 成長発展事業適応に係る確認に係る事項

主務大臣は、様式第18と併せて様式第18の16の提出を受けた場合は、その内容が、産業競争力強化法第21条の28第1項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準に適合するものであることを確認したときは、「5. 成長発展事業適応に係る確認に係る事項」においてその旨を記載する。

様式第十八の三（第11条の3第2項関係）

事業適応計画の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで申請のあった事業適応計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

法第21条の15第4項各号に掲げる事項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付
2. 認定事業適応事業者の名称
3. 認定事業適応計画の内容

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

認定事業適応事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十八の五（第11条の4第1項関係）

認定事業適応計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

法 人 番 号  
住 所  
名 称  
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付けて認定を受けた事業適応計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第21条の16第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 変更事項

--

2. 変更事項の内容

変更前	変更後

(備考)

1. 申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。
2. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
4. 第11条の4第2項の書類を添付する。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。



様式第十八の六（第11条の4第4項関係）

事業適応計画の変更の認定書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで申請のあった事業適応計画の変更について、産業競争力強化法第21条の16第5項において準用する法第21条の15第4項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであると認め、その認定をします。

記

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の申請者の名称及び代表者の氏名
3. 変更後の申請者の住所
4. 変更後の事業適応計画の概要
5. 成長発展事業適応に係る確認に係る事項

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった変更認定申請書の写しを添付する。
3. 5. を記載する場合は、申請のあった変更後の成長発展事業適応に係る確認申請書の写しを添付する。

(記載要領)

5. 成長発展事業適応に係る確認に係る事項

主務大臣は、様式第18の5と併せて様式第18の16の提出を受けた場合は、その内容が、産業競争力強化法第21条の28第1項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準に適合するものであることを確認したときは、「5. 成長発展事業適応に係る確認に係る事項」においてその旨を記載する。

様式第十八の七（第11条の4第5項関係）

認定事業適応計画の変更の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで申請のあった認定事業適応計画の変更については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

法第21条の15第4項各号に掲げる事項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第十八の八（第11条の4第6項関係）

変更後の認定事業適応計画の概要の公表

1. 変更認定をした日付
2. 変更後の認定事業適応事業者の名称
3. 変更後の認定事業適応計画の内容

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

認定事業適応事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十八の九（第11条の5関係）

認定事業適応計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした事業適応計画については、産業競争力強化法第21条の16第3項の規定に基づき、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第十八の十（第11条の6第1項関係）

認定事業適応計画の認定取消し通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした事業適応計画については、産業競争力強化法第21条の16第2項（又は第3項）の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

1. 認定の取消しの根拠となる規定を通知の相手方に示すこと。
2. 認定の取消しの理由を具体的に記載する。

様式第十八の十一（第11条の6第2項関係）

認定事業適応計画の認定取消しの公表

1. 認定取消しをした日付
2. 認定を取り消された事業適応事業者の名称
3. 認定取消しの理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

1. 認定取消しの理由を具体的に記載する。
2. 事業適応事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十八の十二（第11条の8関係）

指定金融機関指定申請書

年 月 日

財 務 大 臣 殿  
経済産業大臣 殿

法 人 番 号  
住 所  
名 称  
代 表 者 の 氏 名

指定金融機関の指定を受けたいので、産業競争力強化法第21条の19第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 商号又は名称及び住所
2. 役員の役職名及び氏名
3. 行おうとする事業適応促進業務の種類
4. 事業適応促進業務を行おうとする営業所又は事務所の名称及び所在地
5. 事業適応促進業務を開始しようとする年月日

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十八の十三（第11条の11関係）

指定金融機関商号等変更届出書

年 月 日

財 務 大 臣 殿  
経済産業大臣 殿

法 人 番 号  
住 所  
名 称  
代 表 者 の 氏 名

- (1) 指定金融機関の商号若しくは名称又は住所
- (2) 事業適応促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地

を変更するので、産業競争力強化法第21条の20第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2. 変更の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



様式第十八の十四（第11条の12関係）

指定金融機関業務規程変更認可申請書

年 月 日

財 務 大 臣 殿  
経済産業大臣 殿

法 人 番 号  
住 所  
名 称  
代 表 者 の 氏 名

事業適応促進業務に関する規程の変更について認可を受けたいので、産業競争力強化法第21条の2  
1第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更予定年月日
3. 変更の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十八の十五（第11条の15関係）

事業適応促進業務休廃止届出書

年 月 日

財 務 大 臣 殿  
経済産業大臣 殿

法 人 番 号  
住 所  
名 称  
代 表 者 の 氏 名

事業適応促進業務の一部（全部）を休止（廃止）するので、産業競争力強化法第21条の25第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 休止（廃止）しようとする事業適応促進業務の範囲
2. 休止（廃止）しようとする年月日
3. 休止しようとする場合にあつては、その期間
4. 休止（廃止）の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十八の十六（第11条の18関係）

成長発展事業適応に係る確認申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

法 人 番 号  
住 所  
名 称  
代 表 者 の 氏 名

産業競争力強化法第21条の28第1項の確認を受けたいので、申請します。

記

1. 成長発展事業適応の目標
2. 事業適応計画の実施期間
3. 特例事業年度及びその該当性
4. 成長発展事業適応の内容

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 第11条の18第2項の規定による求めに係る書類を添付すること。
3. 特例事業年度とは、令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度において新型コロナウイルス感染症の影響により青色欠損金額又は連結欠損金額が生じた一又は二の事業年度をいう。
4. 3. にかかわらず、令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度において新型コロナウイルス感染症の影響により青色欠損金額又は連結欠損金額が生じた場合において、成長発展事業適応を行う事業者（当該事業者が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する子会社であってその同項に規定する親会社が次に掲げる法人の区分のいずれかに該当する場合にあっては、当該親会社）が次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当するときは、その要件に該当する最初の事業年度及びその翌事業年度を特例事業年度とすることができる。
  - ① 令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度に係る金融商品取引法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書（以下「四半期報告書」という。）を提出した事

業者であってその提出した四半期報告書に係る報告期間のうちに同年1月31日以前に終了した報告期間がある事業者 次に掲げる事由のいずれかに該当すること。

イ 当該事業年度の開始日から当該事業年度に係る四半期報告書に係る報告期間のうち令和2年1月31日以前に最後に終了した報告期間の終了日までの累積した親会社株主に帰属する当期純損益が正の値であり、かつ、当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純損益（同年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度が2以上ある場合には、これらの事業年度の親会社株主に帰属する当期純損益の合計）が負の値であること。

ロ 令和2年2月1日から当該事業年度（同日から同年3月31日までの間に終了した事業年度が2以上ある場合には、これらの事業年度のうち最後に終了する事業年度）の終了日までの期間内の任意の1か月の売上高が前年同期間の売上高から2割以上減少していること。

② 令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度に係る金融商品取引法第24条の5第1項に規定する半期報告書（以下「半期報告書」という。）を提出した事業者のうち、その提出した半期報告書に係る報告期間の終了日が同年1月31日以前であるもの 次に掲げる事由のいずれかに該当すること。

イ 当該報告期間の親会社株主に帰属する当期純損益が正の値であり、かつ、当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純損益（令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度が2以上ある場合には、これらの事業年度の親会社株主に帰属する当期純損益の合計）が負の値であること。

ロ 令和2年2月1日から当該事業年度（同日から同年3月31日までの間に終了した事業年度が2以上ある場合には、これらの事業年度のうち最後に終了する事業年度）の終了日までの期間内の任意の1か月の売上高が前年同期間の売上高から2割以上減少していること。

③ 上記①及び②のいずれにも該当しない事業者であって、令和2年1月31日以前に最後に終了した事業年度及び同年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度に係る金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書を提出した事業者 次に掲げる事由のいずれかに該当すること。

イ 令和2年1月31日以前に最後に終了した事業年度の親会社株主に帰属する当期純損益が正の値であり、かつ、同年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度の親会社株主に帰属する当期純損益（同年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度が2以上ある場合には、これらの事業年度の親会社株主に帰属する当期純損益の合計）が負の値であること。

ロ 令和2年2月1日から同日を含む事業年度の終了日（同日から同年3月31日までの間に終了した事業年度が2以上ある場合には、これらの事業年度のうち最後に終了した事業年度の終了日）までの期間内の任意の1か月の売上高が前年同期間の売上高から2割以上減少していること。

④ 上記①から③までのいずれにも該当しないもの 次に掲げる事由のいずれかに該当すること。

イ 令和2年1月31日以前に最後に終了した事業年度の当期純損益が正の値であり、かつ、同年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度の当期純損益（同年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度が2以上ある場合には、これらの事業年度

の当期純損益の合計) が負の値であること。

ロ 令和2年2月1日から同日を含む事業年度の終了日(同日から同年3月31日までの間に終了した事業年度が2以上ある場合には、これらの事業年度のうち最後に終了した事業年度の終了日)までの期間内の任意の1か月の売上高が前年同期間の売上高から2割以上減少していること。

(記載要領)

1. 特例事業年度及びその該当性

(1) 特例事業年度及び当該事業年度を特例対象とする該当性に関する説明を記載する

(2) 備考4. の特例事業年度及びその該当性を記載する場合は、(1)に掲げる事項に加え、備考4. の要件に該当する旨を示す具体的な指標を記載する。

様式第十八の十七（第11条の19第1項関係）

情報技術事業適応に係る確認申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

法 人 番 号  
住 所 称 名  
代 表 者 の 氏 名

産業競争力強化法第21条の28第2項の確認を受けたいので、申請します。

記

1. 情報技術事業適応の目標

2. 情報技術事業適応の内容

(1) 情報技術事業適応の具体的内容

(2) 連携・共有するデータの類型

(3) 産業競争力の強化に著しく資するものへの該当性

(4) 売上高に占める投資額の割合（％）

3. 情報処理の促進に関する法律第31条の規定に基づく認定に関する事項

#### 4. その他

##### (備考)

1. 申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
3. 第11条の19第2項の規定による求めに係る書類を添付すること。

##### (記載要領)

###### 1. 情報技術事業適応の目標

生産性の向上又は需要の開拓に特に資することを示す数値目標（産業競争力強化法第21条の28第2項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準（以下「情報技術事業適応特例基準」という。）第1号に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。

###### 2. 情報技術事業適応の内容

(1) 情報技術事業適応の具体的内容を要約的に記載する。この際、事業の全部又は一部の変更の内容及びその効果を示す指標（情報技術事業適応特例基準第2号に規定する情報技術事業適応の内容及びその効果を示す指標を用いる。）を記載する。

(2) 連携・共有するデータの類型を記載する。この際、情報技術事業適応において自己が有するデータと連携・共有するデータの別を次に掲げるデータから選択する。（複数選択可）

- ①親会社等（申請者の親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）、子会社（同条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）及び当該申請者以外の当該親会社の子会社をいう。以下同じ。）以外の他の会社（個人の場合はその個人以外の他の者）の有するデータ
- ②親会社等の有するデータ（漏えい又は毀損をした場合に競争上不利益が生ずるおそれのあるものに限る。）

③個人の有するデータ

④申請者がセンサー等を利用して新たに取得するデータ

(3) 産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準（令和3年経済産業省告示第 号）に該当するものか否か記載する。

(4) 売上高に占める投資額の割合として、申請者の直近3事業年度の国内売上高の額（申請者が連結会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第5号に規定する連結会社をいう。以下同じ。）である場合は、その国内売上高の額）の平均値又はこれに準じた値に占める情報技術事業適応に伴う設備投資等の金額（この申請書と併せて提出する様式第18別表2-2の表中「税制対象」の欄に「○」が付された設備等の投資合計金額をいう。以下同じ。）（申請者が連結会社である場合は、自己の設備投資等の金額に同一の連結の範囲に含まれる他の認定事業適応事業者の設備投資等の金額を加えて得た額）の割合及びその計算式を記載する。この際、小数点第3位を四捨五入した上で、百分率（%）で表記する。

###### 3. 情報処理の促進に関する法律第31条の規定に基づく認定に関する事項

情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第31条の規定に基づく経済産業大臣の認定を受けているか否かを記載する。

4. その他

(1) 過去に法第21条の28第2項の確認を受けたことがない旨を記載する。認定連結親法人又は認定連結子法人（それぞれ情報技術特例基準に規定する「認定連結親法人」又は「認定連結子法人」をいう。）の場合は、認定連結親法人又は認定連結子法人（以下「認定連結親法人等」という。）及び当該認定連結親法人等との間に連結完全支配関係がある他の認定連結親法人又は認定連結子法人が当該確認を受けたことがない旨を記載する。

(2) 別表により、期待する税制措置の内容について記載する。

別表（期待する税制措置の内容）

特別償却	税額控除（3%）	税額控除（5%）
特別償却見込み額・税額控除見込み額		千円

(注) 特別償却又は税額控除（3%・5%）のいずれか期待する措置に「○」を付すこと。



様式第十八の十八（第11条の19第3項関係）

情報技術事業適応に係る確認書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで申請のあった情報技術事業適応に係る確認について、産業競争力強化法第21条の28第2項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合するものであることを確認しました。

記

1. 確認をした年月日
2. 申請者の名称及び代表者の氏名
3. 申請者の住所
4. 認定事業適応計画の概要

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった確認申請書及び別紙の写しを添付する。

(記載要領)

「認定事業適応計画の概要」では、様式第18の17と併せて提出された様式第18又は様式第18の5に係る事業適応計画の産業競争力強化法第21条の28第2項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準への適合性を明らかにすること。また、産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものであると認めるときは、その旨を表示すること。

様式第十八の十九（第11条の20第2項関係）

認定事業適応計画への適合証明申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

法 人 番 号  
住 所  
名 称  
代 表 者 の 氏 名

下記事項が認定事業適応計画に従って実施されたものであることの証明を受けたいので、申請します。

記

1. 申請者の名称及び代表者の氏名
2. 認定年月日
3. 特例事業年度
4. 計画に従って実施した投資
  - (1) 前事業年度までに本特例対象投資の証明を受けた金額
  - (2) 前事業年度に実施し今回証明を受ける金額
  - (3) 特例対象投資累積額

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 第11条の20第3項の書類及び第4項の規定による求めに係る書類を添付すること。

(記載要領)

1. 「特例事業年度」は、成長発展事業適応計画の認定時に認定された期間を記載すること。
2. 「特例対象投資累積額」は、認定事業適応計画の開始の日（産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）の施行の日（令和3年 月 日）を含む事業年度中に開始する認定事業適応計画については、当該事業年度の開始の日又は所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）の公布の日（令和3年3月31日）のいずれか遅い日とする可）から5年を経過する日までの間に、当該認定事業適応計画に従って、投資をした額の累積額を記載すること。

様式第十八の二十（第11条の21関係）

認定事業適応計画への適合証明書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで申請のあった認定事業適応計画への適合証明について、貴社が実施した事業適応が、認定事業適応計画に従って実施されたものであることを認め、その証明をします。

記

1. 証明をした年月日
2. 申請者の名称及び代表者の氏名
3. 申請者の住所
4. 特例事業年度
5. 計画に従って実施した投資
  - (1) 前事業年度までに本特例対象投資の証明を受けた金額
  - (2) 前事業年度に実施し今回証明を受ける金額
  - (3) 特例対象投資累積額

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった証明申請書の写しを添付する。

(記載要領)

「特例事業年度」は、成長発展事業適応計画の認定時に認定した期間を記載する。

様式第四十七（第48条関係）

年度における認定事業適応計画の実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

法 人 番 号  
住 所  
名 称  
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付けで認定を受けた事業適応計画の 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 事業適応計画の目標の達成状況

(1) 事業適応計画に係る事業の目標の達成状況

(2) 生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況

2. 実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

3. その他

(備考)

1. 申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 事業適応計画の目標の達成状況
  - (1) 事業適応計画に係る事業の目標の達成状況を要約的に記載する。
  - (2) 生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況（認定事業適応計画に記載した指標を用いる。）を記載する。
  - (3) 財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況（認定事業適応計画に記載した指標を用いる。）を記載する。
2. 実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容については、別表1により計画と実績を対比させて記載する。なお、需要開拓商品生産設備の導入を伴うエネルギー利用環境負

荷低減事業適応を行う者は、別表2により、需要開拓商品生産設備による需要開拓商品の生産及び販売実績を記載すること。

(1) 指定金融機関から融資を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載する。

(2) 租税特別措置法に基づく課税の特例措置の適用を受けた場合において、第51条第1項から第3項までの規定に基づき、第48条第1項の規定による報告に併せて課税の特例に関する報告をするときは、その内容を記載する。

なお、第51条第2項又は第3項の規定に基づき報告をする場合において、準備金方式による特別償却を行ったときは、特別償却準備金を積立てた旨及びその積立額（損金に算入した額）を記載すること。また、特別償却不足額がある場合において当該特別償却不足額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額を損金に算入したときはその額を、又は準備金方式による特別償却を行った際にその積立額が特別償却限度額に満たない場合において当該特別償却限度額と積立額の差額の範囲内で特別償却準備金を積み立てたときは特別償却準備金を積立てた旨及びその積立額（損金に算入した額）を記載する。

3. その他特筆すべき事項を記載する。

別表1

実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

区 分	計 画	実 績
実施内容等		

別表2

需要開拓商品生産設備による需要開拓商品の生産及び販売実績

年度	需要開拓商品の名称	生産数量	出荷数量	主な出荷先

(注)

1. 「需要開拓商品の名称」は、エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令に規定する商品の中から選択して記載すること。

2. 需要開拓商品の生産数量及び出荷数量の単位は、それぞれ以下のとおりとする。

- ・化合物パワー半導体素子：個、半導体基板：平方インチ
- ・電子電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車用リチウムイオン蓄電池：キロワットアワー
- ・定置用リチウムイオン蓄電池：キロワットアワー
- ・燃料電池：キロワット
- ・ナセル：基、発電機：台、増速機：台、軸受：個、タワー：基、基礎：基

様式第五十の二（第48条第6項関係）

認定事業適応計画の（中間）実施状況の概要の公表

1. 認定の日付
2. 認定事業適応事業者の名称
3. 認定事業適応計画の実施期間
4. 認定事業適応計画の実施状況

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

1. 認定事業適応事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
2. 認定事業適応計画の実施状況は、この公表の時までに実施された事業適応に係る事業の達成状況及び数値目標の達成状況（認定事業適応計画に記載したものを用いる。）を記載する。